

「千葉県こどもを虐待から守る基本計画」見直し概要

計画見直しのポイント

本計画を策定した令和2年度から5年目となる令和7年度に向け、①こどもの権利擁護、②家庭養育優先原則・パーマネンシー保障、③こども家庭支援体制の構築に重点を置いたものとした。

①こどもの権利擁護

- ・改正児童福祉法(令和6年4月施行)によりこどもの権利擁護に関する環境整備が法定化され、県の業務と明記された。
- ・児童相談所による意見聴取等措置の徹底や意見表明等支援事業を計画的に推進する。

②家庭養育優先原則・パーマネンシー保障

- ・将来に渡って支えてくれるとこども自身が思う養育者や、家族等とのつながりの中で育っていくことを保障する必要がある。
- ・市町村の予防的支援により家庭維持を目指す。
- ・代替養育を必要とするこどもには、里親委託やファミリーホームへの委託、困難な場合には、小規模・地域分散化された施設への入所措置を行う。

③こども家庭支援体制の構築

- ・改正児童福祉法により母子保健と児童福祉の一体的な運営を行うことで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目なく、漏れなく相談支援を行うこども家庭センターの設置が市町村の努力義務となった。
- ・全ての市町村に対し、こども家庭センターの設置を促進するとともに、家庭支援事業の導入を促し、家庭及び養育環境の支援を強化する。

計画見直しの主な内容

第2章 児童虐待の防止に向けた取組

- 社会的養護下にいるこどもの権利を保障する取組を推進する。
- 家庭養育優先原則・パーマネンシー保障の理念のもと、こども家庭センターを中心とした支援体制を構築し、児童虐待の未然防止に取り組む。

第3章 家庭的養育の推進に向けた取組

- 里親支援センターによる一貫した支援体制の構築等、里親等への支援を効果的に実施する。
- 児童養護施設等を退所後の支援を強化するため、社会的養護自立支援拠点の充実・強化を図る。

第4章 児童相談所の強化に向けた取組

- 児童福祉専門職員人材育成基本方針に基づき、高い専門性を備え柔軟で広い視野も有する職員を育成する。
- 一時保護所におけるこどもの権利を保障するための取組を行う。
- 各児童相談所に家庭養育推進チームを配置し、家庭養育優先原則・パーマネンシー保障に基づくケースマネジメントを徹底する。

計画見直し後の主な目標

	項目	計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
継続	児童虐待による死亡事例	1件 (平成31年1月)	1件 (令和5年7月)	ゼロ	毎年度
新規	こどもの意見表明等支援事業の 対象とすることも		児童相談所に一時保護 及び児童養護施設に 入所しているこども (令和7年4月)	社会的養護 に関わる 全てのこども	令和11年度
新規	こども家庭センターの設置市町村数		23市町 (令和6年5月)	全市町村	令和9年度
新規	家庭支援事業の実施市町村数 (下記4事業のうち、2事業以上実施) ・子育て短期支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業		18市 (令和7年2月)	全市町村	令和11年度
継続	里親等委託率(千葉県)	全体 27.9% (平成30年度)	全体 34.9% (令和5年度)	全体 40.0%	令和11年度
新規	里親支援センター設置数		未設置	4施設	令和11年度
新規	新たな民間の児童養護施設の設置	—	2施設設置 (令和6年度)	新たに2施設設置	令和11年度
継続	児童養護施設のこどもの進学率 (高等学校卒業後)	25.0% (平成30.5.1時点)	43.1% (令和5.5.1時点)	増加させる	毎年度
新規	配置基準に沿った一時保護所職員の配置		—	配置基準の充足	毎年度
継続	一時保護所の保護人数の定員超過の解消	-	定員超過 (令和5年度)	定員超過の解消	毎年度
期限修正	県児童相談所の増設	6か所	建設中 (令和6年度)	2か所増設	令和11年度 → 令和8年度